

小諸すみれ通信

KOMORO SUMIRE NEWS

平成 30 年 4 月 2 日改訂 (内容は随時更新いたします)

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



自立支援医療（精神通院）

対象者

従来の精神通院医療の対象となる者と同様の疾患有する者

※ただし、所得の高い世帯の方（市町村民税所得税が 23 万 5 千円以上の世帯）では「重度かつ継続」の認定が条件となります。

登録されるとデイケア・認知症デイケア・訪問看護薬局の利用も対象になります。入院は対象になりません。



自己負担額 原則 1 割（精神医療費に限る）

（ただし世帯の所得や「重度かつ継続」にあたるかどうかで月の上限額が設定されます。また市町村によって自己負担額がないところもあります。福祉医療が該当する方は自己負担額がもどってくる可能性もあります。）

所得区分		月度限度額
生活保護		0 円
低所得 I	(非課税世帯で収入が年間 80 万円以下)	2,500 円
低所得者 II	(非課税世帯で収入がおおむね年間 80 万円以上)	5,000 円
中間所得層	(市町村民税額が 23 万 5 千円未満の世帯の方)	医療保険上の 自己負担上限額
高額治療 継続者	中間層 1 (市町村民税額が 3 万 3 千円未満の世帯の方)	5,000 円
	中間層 2 (市町村民税額が 23 万 5 千円未満の世帯の方)	10,000 円
	一定所得以上 (市町村民税額が 23 万 5 千円以上の世帯の方)	20,000 円

窓口

各市町村の障害福祉担当課

(具体的にはそれぞれの市町村窓口へお問い合わせください)

申請に必要なもの

- 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 ※
- 自立支援医療（精神通院）診断書 ※
- 世帯（保健単位）を確認するための書類（保険証コピー）
国民健康保健の方：「世帯」全員の被保険者証の写し
健康保険の方：本人の名前が記載されている被保険者証や
被扶養者証の写し
- 税務情報の閲覧及び提出に関する同意書 ※
- ご本人非課税収入（年金）の確認書類（年金証書、振込通知書のコピー）
- 重度かつ継続に関する意見書（「重度かつ継続」の申請をする場合）
- 印鑑
※のついている書類は、届出窓口にあります。
- マイナンバーカード

申請後

申請して頂いた書類は精神医療審査会（長野県精神保健福祉センター）にて
判定後、1～2カ月ほどで通知がとどきます。（判定によっては対象にならない
場合もあります。）

自立支援医療受給者証とともに、支払いの月額上限の管理の為に
「自己負担上限額管理票」をもらい、診察の度に毎回自己負担額を記入します。
※受付時に診察券と一緒に提示してください。

※自己負担がない方や上限額が設定されていない方には交付されません。

有効期限

窓口受理日から1年以内の日の月末

※ 毎年更新が必要です。

継続して支給を希望する場合は有効期限終了日の3カ月前から更新できます。

※更新の際に提出する診断書は2年に1回となります。

⇒精神保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の更新時に診断書を提出することになります。
手帳と自立支援医療の更新年月が合わない場合は、市町村窓口で調整することができ、
手帳用の診断書で2つの更新が同時にできます。

詳しくは、当院医療福祉相談室もしくは市町村窓口に相談ください。

※新規の方で手続きをされてから認定されるまでの間は窓口で通常の保険負担がありま
すが、さかのぼって返金できる場合がありますのでご相談ください。

